平成２７年（フ）第１４２号
愛知県小牧市常普請２丁目111番地　マルマン寮Ｑ号、従前の住所愛知県小牧市掛割町46番地　ＮＥＸＵＳ掛割Ⅱ棟103号
破産者　小口　隼一
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１４号
愛知県大府市中央町４丁目323番地　ハイツ竹中204号
破産者　松林真理子（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２４号
愛知県清須市春日酉49番地３
破産者　丹羽　一惠
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４６７号
大阪府枚方市藤阪西町４番７―502号、住民票上の住所京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町31番地　グリーンヒル嵯峨野103
破産者　ティガストこと　内田　　誠
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５８９号
大阪府豊中市宮山町１丁目４番29号、開始決定時大阪府豊中市春日町２丁目４番５―302号
破産者　小畑　光騎（旧名恒太）
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３７６号
大阪府四條畷市中野本町３番24号
破産者　丸野　秀樹
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１６５号
大阪市生野区桃谷５丁目５番13号
破産者　松岡定子こと　李　　大善
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２５６号
大阪市東住吉区針中野３丁目２番29号　ラビ針中野201号
破産者　焼肉みねやこと梁川こと　金　　初子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２１号
大阪府門真市上島町38番３号
破産者　永井　忠男
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３３号
大阪府門真市大字桑才93番地の７
破産者　南部謙太郎
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９２０号
大阪市東淀川区相川２丁目10番16号、住民票上の住所大阪市東淀川区井高野４丁目６番49号
破産者　伊藤　勝造
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１９９号
大阪府東大阪市長田２丁目３番33号
破産者　伏木夕喜子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４５０号
大阪府東大阪市荒本２丁目７番26号
破産者　高　　恩深
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６５７号
大阪市鶴見区今津北２丁目２番１―707号
破産者　神戸　儀行
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６７９号
大阪市西区京町堀１丁目７番５―404号
破産者　伊藤　竜三
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７２８号
大阪府三島郡島本町山崎４丁目14―12、住民票上の住所大阪市鶴見区今津中１丁目８番10号
破産者　アクシスこと　谷河　克彦
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７４４号
大阪市淀川区木川東４丁目４―15―411、住民票上の住所大阪府和泉市伏屋町５丁目３番２―1315号
破産者　髙居　岳子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７６１号
大阪市住吉区我孫子東３―２―25コーポＹＭ21―701号室、住民票上の住所大阪市住吉区庭井１丁目３番15号
破産者　井坂　泰也
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８５７号
堺市中区深井東町324番地１
破産者　安野　幸雄
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部